

発明文化論

〈第40回〉

丸山 亮

競争と独占

バリアフリー側溝の施工に必要な規格品の製造と販売を目的とする群馬県の事業協同組合が、先ごろ公正取引委員会から独占禁止法に違反するおそれがあると指摘された（朝日、11.1.20）。群馬県は2006年、コンクリート製品の事業者団体と共同で技術開発を行い、群馬県型暗渠側溝を開発して、これを技術標準に定めた。組合はそれ以降、関連の特許や意匠、商標の利用許諾を組合の加盟社だけに限定し、建設会社などからの発注があったときは加盟社と価格を決めていたとされる。特許などの管理組合が製造・販売の数量や地域を支配するのは独占を旨とする知的財産権の行使そのものだが、公共工事の価格にまで踏み込むと独占禁止法に違反するおそれが出てくる。公取委の警告に対して組合はあっさり非を認め、早急に改善していくという談話を出した。

特許法は特許の発明を業として独占的に実施することを保障する一方、独占禁止法は私的独占、不当な取引制限や不公平な取引方法を禁止する。どちらも新技術の出現と流通を促し、社会の利益となるように考えられた法制度で、両者は補完的な関係にある。

ところで特許などの知的財産権を含む技術が自治体による標準に指定されると、特許権者かその利用許諾を得た業者しか参入できないため、一般競争入札が行えず、自治体と供給業者の随意契約となる。公共事業であれば会計検査でそれを選択した理由が問われるから、そのつど他製品より機能や耐久性が優れているなど説得力のある説明をしなければならない。公共事業を行う自治体はこの面倒を避けるため、権利を実施できる業者を増やして入札が可能ないようにもっていくことが多い。

特許権者の側は協会をつくり、その入会を条件に知的財産権の利用を認めるように動く。当然そこには規約があり、入会者は実施契約を結ぶのだ。

問題はそこに独禁法に触れるような条項がないかどうかで、価格制限など明白な違反が含まれることはまずないだろう。そのかわり技術指導や、帳簿閲覧権、品質保証規定などによって、標準価格を大幅に下回るものが出ないように管理されている。特許権者の意向に沿わないと、協会を除名される心配もある。

今度の側溝をめぐる公取委の警告は、会の加盟社以外は製造販売できないことに独禁法違反のおそれがあるとされたが、知的財産権の実施許諾を受けるのに協会への加盟を条件とすることは、なんら問題がないはずである。参入を望む業者は協会に入ればいいのだ。そこで、加盟が合理的な理由なく制限されているかどうかが問われる。協会の規約が独禁法を守って制定され、それにしたがって運営されていけばよい。優れた技術が社会の役に立つ機会を提供するのだから。

数年前、同様に自治体が標準としたマンホールの鉄蓋が、価格カルテルにより独禁法に触れるおそれを指摘された事件があった。このときも公取委による調査が行われたが、特許権者の側に違反はなかったという結論になっている。ただ、事件に懲りた自治体は、その後特許を使用しない形式の採用を決めてしまった。糞（あつもの）に懲りて膾（なます）を吹くではないが、知的財産権が裏目に出たとしたら残念なことだ。

地域の物産の名称を保護する地域団体商標の制度ができて何年かたつ。この登録商標の利用を望むものも、団体への加入が条件とされる一方、その加入は差別なく開かれている。特許や意匠も、標準として使われるときのルールが明確になり、その利用が進むことが望まれる。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）